

1838

第 一 八 二 號

永久

大臣官房	主務局課	裁 決	大臣	件 番 受
了結領受	出提領受			名 號 領
明治 年 月 日	明治 年 月 日			第十八師團副官々々 敷地買收件
明治 年 月 日	明治 年 月 日			第七六三號
明治 年 月 日	明治 年 月 日			廳 名
明治 年 月 日	明治 年 月 日			臨時陸軍建築部
聯 帶 局 長	主務局長	參事官	次	
聯 帶 課 長	主務課長		高級副官	
審 案 筆 記 者	主務課員		主務副官	
			主 計	

1839

御  
指  
令  
案  
通  
伺

十月廿二日

陸

軍





第七之三號 十月七日

本號第一九六一號

第十八師團副官之舎敷地買收ノ件同

明治十四年十月七日

臨時陸軍建築部本部長岡市之助

陸軍大臣男西村新六殿

第十八師團副官之舎敷地トシテ 別紙調書

ノ土地買收致度目録圖書相添相付也

追テ本件ハ客月平八日付陸普第三三三二号

即達ノモノニ有之將又之土地所有者方ト買收

協議濟ニ付申添也

別紙ハ當ニ附置  
經理局定録

陸軍